

平成24年第7回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成24年12月14日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	12月14日午後2時2分宣告（第3日）	
出 席 議 員	1 番 井 戸 太 郎 3 番 奥 田 幸 男 5 番 植 田 い ず み 7 番 高 幣 幸 生 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 繁 田 智 子	2 番 戎 井 政 弘 4 番 森 田 勝 6 番 山 口 昌 亮 8 番 窪 和 子 1 0 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事 総 合 政 策 課 長 総 務 財 政 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 経 済 建 設 課 長 監 理 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 上 下 水 道 課 長 税 務 課 主 幹	岩 崎 万 勉 山 中 淳 史 森 井 惠 治 瓜 生 浩 章 岡 田 仁 大 浦 孝 夫 西 本 勉 城 光 良 水 谷 隆 英 塚 本 敏 孝 植 田 充 彦 上 田 武 司 今 村 雅 勇 島 野 千 洋 橋 本 雅 至
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 主 幹 書 記	西 脇 洋 貴 田 中 裕 美 田 中 政 子
町長提出議案の題目	第1号に同じ	
議員提出議案の題目	発議第14号 欠陥機オスプレイの配備と低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）	

	発議第15号 防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書（案） 発議第16号 次代を担う若者世代支援策を求める意見書（案）
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 24 年 第 7 回 ( 1 2 月 )

平群町議会定例会議事日程 ( 第 3 号 )

平成 24 年 1 2 月 1 4 日 ( 金 )

午後 2 時開議

- |         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1   | 諸般の報告     |  |
| 日程第 2   | 議案第 5 6 号 | 平群町役場北部支所設置条例の制定について<br>(総務建設委員長報告)                  |
| 日程第 3   | 議案第 6 7 号 | 平成 24 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 5 号 ) について<br>(総務建設委員長報告)    |
| 日程第 4   | 議案第 6 5 号 | 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について<br>(文教厚生委員長報告)     |
| 日程第 5   | 請願第 1 号   | 家庭ごみ有料化に関する請願書<br>(文教厚生委員長報告)                        |
| 日程第 6   | 発議第 1 3 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について<br>(文教厚生委員長報告)            |
| 日程第 7   | 発議第 1 4 号 | 欠陥機オスプレイの配備と低空飛行訓練の中止を求める意見書 ( 案 )                   |
| 日程第 8   | 発議第 1 5 号 | 防災・減災体制再構築推進基本法 ( 防災・減災ニューディール基本法 ) の制定を求める意見書 ( 案 ) |
| 日程第 9   | 発議第 1 6 号 | 次代を担う若者世代支援策を求める意見書 ( 案 )                            |
| 日程第 1 0 |           | 委員会の閉会中の継続調査の件                                       |

再 開 （午後 2 時 0 2 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

町長より、経堂税務課長が事情により、本日の会議を欠席する旨の通知を受けておりますので、報告いたします。経堂課長欠席のため、税務課橋本主幹が会議に出席をされます。

初日、監査委員に選任同意いただきました木村尚巧様をごあいさつに参っておられますので、ごあいさつをちょうだいいたしたいと思います。よろしくお願いたします。

○監査委員（木村尚巧）

このたびですね、引き続き監査委員の職務を務めることになりました、弁護士の木村尚巧と申します。よろしくお願いたします。

この4年間ですね、職員の方々はもちろん、議選の監査委員の先生、それから皆様のお力をかりてですね、何とかやってまいった次第でして、これから4年間もですね、平群町の町民の方々、それから未来の、将来の平群町民の方々のために、少しでもお役に立てればという気持ちで監査のほうやってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議 長

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成24年平群町議会第7回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。日程表に従い、議事を進めてまいります。

日程第1 諸般の報告を行います。

副町長。

○副町長

貴重なお時間をちょうだいいたしまして、まことに申しわけございません。私のほうから2点、皆様方におわびと報告漏れの件につきまして、説明をさせていただきます。

まずは1点目でございますが、12月3日の初日に議決賜りました議案第76号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の一部を変更する規約について

の議事日程の議案件名と、提出いたしました議案名が、王寺周辺広域休日応急診療施設組合の規約の変更についてとなっております。議会運営委員会及び議事日程で報告いたしました議案件名と議案名が誤っておりますことを、ここに深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことがないように努めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長

いま副町長より報告のありましたとおり、議事日程表の議案件名を、王寺周辺広域休日応急診療施設組合の規約の変更についてと訂正をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。

議事日程表の議案件名を、王寺周辺広域休日応急診療施設組合の規約の変更についてに訂正することに決定いたしました。

理事者側のほうは、今後このようなことがないように、注意を喚起をしておきます。

副町長、続いてお願いします。はい、副町長。

○副町長

続きまして、2点目でございます。本来ならば議会初日、12月3日に御報告申し上げる内容でございましたが、一般会計の予備費充用につきまして、報告漏れがございました。ここに謹んでおわび申し上げます。以後、このようなことがないように十分注意してまいりたいと思います。

さて、内容でございますが、3件ございます。まず、10月18日付で、東小学校の給食用リフト、これの補修のために112万6,000円を、また11月15日付で、中学校のガラス修繕のため33万4,000円を、最後に11月26日付で、プリズムへぐりの空調設備修繕のため72万2,000円を予備費から充用させていただいております。合計で218万2,000円充用させていただきましたことを、ここに御報告申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○議長

日程第2 議案第56号 平群町役場北部支所設置条例の制定について

日程第3 議案第67号 平成24年度一般会計補正予算（第5号）について

て

以上2件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案2件については、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。下中総務建設委員長。

○総務建設委員長（下中一郎）

それでは、総務建設委員会委員長報告を行います。

去る12月3日に開催されました平群町議会第7回定例会の本会議において総務建設委員会に付託を受けました議案第56号 平群町役場北部支所設置条例の制定についてと議案第67号 平成24年度平群町一般会計補正予算（第5号）についての審議結果を御報告いたします。

まず、議案第56号 平群町役場北部支所設置条例の制定についての審議は次のとおりであります。

この条例は、菊美台の汚水処理施設の廃止により、近鉄不動産株式会社から施設の移管に伴い、本庁において支所として活用するため設置を行うものであります。

主な質疑では、支所設置条例を制定しなければならない経緯について質問があり、町では、庁用備品等の保管場所の問題、駅周事業の関連もあり、この施設が近鉄の負担で有効に使えるということで、住民サービスの向上につながることを優先に考えた。また、この地域は第1種低層住宅専用地域であり、倉庫は不可能である。倉庫となれば、準住居地域以上の用途地域が必要であるため、支所は、公益上やむを得ないと認めて許可した場合は600平米までの面積であれば可能であり、今回、備蓄倉庫、書類保管庫プラス事務所機能も備えた延べ面積600平米未満の支所ということで、提案を行ったとの答弁がありました。

地方自治法上の支所の扱いについて質問があり、地方自治法第155条の注釈では、支所設置は交通不便地、市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃止せず支所とする場合等であり、その組織は、相当の職員が常時勤務することを要件とするとなっている。職員の配置については、指定管理等も含め、今後検討していきたいとの答弁がありました。

防災備蓄倉庫ということを考えてとき、非常にスムーズな出入りをしなければならない。前面道路のカーブの問題があり、中央分離帯はどうにもならないとしても、出入り口の改修を考えているのか質問があり、出入り口はブロック等があり、狭隘になっている部分があり、その部分を撤去し、広くしていくことで、近鉄と交渉をし、改修をしていただける回答を得ていると答弁がありました。

内装工事についての質問があり、近鉄との協議の中で、何度か現地を確認しながら、倉庫のみならず管理棟ということで、会議室や会議室の備品、水回りから、すべて必要と考えられるものについては受け入れていただいているとの答弁がありました。

以上が主な質疑の内容であります。

審議の結果、本案は全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第67号 平群町一般会計補正予算（第5号）の審議については次のとおりです。

今回の補正は、歳出で主なものは、退職等に係る人件費の調整、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業会計への繰出金の調整、プリズムへぐり管理費で光熱水費の増額、農林業振興費で特定地域再生事業国庫補助金を活用した平群町6次産業化計画構築に係る策定委託料の予算措置、教育総務費では、幼保一体化施設建設事業費で用地購入費及び設計委託料の予算措置、公債費では、元金及び利子で今年度償還額確定に伴う調整措置をそれぞれ行います。

歳入の主なものは、農林水産業国庫補助金で、特定地域再生事業の補助採択に伴う予算措置、雑入では、不採択となった自治総合センターコミュニティ助成金の減額、町債では、教育債で幼保一体化施設建設の財源として地方債の予算措置を行い、歳入不足については、財政調整基金繰入金により収支の均衡を図るものです。

その結果、1億5,087万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額は90億3,699万3,000円となります。

主な質疑では、観光費の自治総合センターコミュニティ助成事業が不採択になったが、予定をしていた事業内容と不採択になった理由について質問があり、内容は、観光アクションプランで、23年度緊急雇用で実施した観光基本計画の次のアクションをどのように進めていくか検討を行う業務の委託発注を想定していた。今回、不採択により減額補正を行うが、一方、9月議会での補正予算で、観光ホームページ初め、ブランドの運用基準も含めて緊急雇用で切りかえを行い、事業執行をしていきたいとの答弁がありました。不採択となった理由については、県にも確認を行っているが、詳細がわからないとの答弁があわせてありました。

平群ブランドの進捗について質問があり、ことしの5月から審査委員会を立ち上げ、5回委員会を開催し、ネーミングとマーク案について商標登録を行うことが可能なのか特許庁に確認をしているところである。その結果を受けて、審査委員会を開き、最終決定をしていく。できるだけ早い時期に発表したいと

の答弁がありました。

農林業振興費の特定地域再生計画についての質問があり、現在、道の駅では、直売施設として農産物の販売、また売店部門においては、加工室で加工したみそ等の販売を行っているが、本来、道の駅は農産物や加工品の販売拠点に特化するほうがよいのではないかと考えている。生産者団体から、新たな加工する場所の要望があり、具体の検討を加えていく必要がある。6次産業として新たな事業展開が可能か検討を行っていききたいとの答弁がありました。

幼保一体化施設建設事業での測量設計委託料の内訳について質問があり、測量設計委託料として5,414万9,000円を計上しており、内訳として、建築の基本計画に525万、建築の基本設計が735万、建築の実施設設計が2,637万6,000円、土木の敷地造成設計が1,517万3,000円、合計で5,414万9,000円との答弁がありました。

平成23年度の補正予算との関係について質問があり、建築の基本計画と基本設計として1,260万円、調査委託料の600万円、合計1,860万円を23年度の補正予算に計上し、平成24年度に繰り越しを行った。調査委託料600万円は、現在既に一定部分の執行をしているという状況である。今回の補正で、建築の基本計画と基本設計1,260万円分を再度計上したのは、基本計画と基本設計と実施設計を同時に発注していくため、25年度に繰り越す部分が出てくる。事故繰り越しは予算の執行上あってはならないということで、23年度繰り越し分1,260万円については不用額として、新たに24年度で補正を行ったとの答弁がありました。

建築的な設計業務と土木的な設計業務に分かれているが、発注形態と入札方法について質問があり、現在は結論的なものは出ていないが、工期的にタイトであるため、土木と建築と一体の設計を行い、時間短縮するのか、また、別々に発注して、期間的にいけるという判断があればそのようになるが、これから検討し、結論を出していきたい。建築については、技術提案方式と一定の金額的な要素も加えた形の総合評価方式で選考を行いたいとの答弁がありました。

椿井の土地に決めた決定的な理由について質問があり、理由の一つは、平群町内にある幼児施設の配置のバランスを重視した。北の地域、中の地域、さらに南の地域と、同時に南保育園と幼稚園を一体化施設にするということで、南保育園から比較的近い場所であるのが、全体として住民の理解を得やすいのではないかと考えている。さらに、駅から比較的近く利便性の高い場所と考え、決定したとの答弁がありました。

園児が通う通園バスについての質問があり、通園手段として、子どもの安全にかかわる部分、全体の交通渋滞等々にかかわる部分については、相当高い優

先順位として考えなければならない。前向きに考えていることも事実であり、具体的な検討も既に行っている。一定の結論を示せる状態になったときに、できるだけ早く示していきたいとの答弁がありました。

平群町の人口推移の予測によると、新園の在園児数を209人と想定されており、定員の部分については開きがあるということになるが、基本的にどのような考えに立って、建設を進めていこうとされているのかとの質問があり、具体的に確保できた面積の中で最大限有効利用するということを前提に、基本的には2階建ての建物、それと園庭をできるだけ広くとりたいと考えている。バスの問題については、子どもの安全の問題と交通の問題の両側面から、必要性について検討しなければならないと考えている。定員については250名程度になるのではないかと現在考えているが、第5次総合計画の推計数値からすると、平成27年の4月現在では、はなさと保育園をこども園にする計画があり、この定員が130名とすれば、新園に入る実数は170名から175名程度になると現在考えている。そういったことをしんしゃくしながら、具体的な基本計画に入っていきたいとの答弁がありました。

今年度の住民説明会に出されている財政シミュレーションには、事業費10億1,400万円の中に、今回補正の出されている用地購入費、測量設計委託料、また歩道の部分も入っているのか。また、入れた額で25年以降の財政シミュレーションが出されているのか質問があり、費用については、基盤整備費、建築費、用地費、補償費、間接費等、シミュレーションされている。歩道の部分については道路橋梁費の予算で計上を考えており、歩道の金額は現時点では詳細設計ができていない。造成工事を保育園の費用の負担で行うことになれば、道路構造物と排水と舗装程度で済むという想定がされ、費用的には余りかからないとの答弁がありました。

事業総額が10億1,400万円の財源内訳について質問があり、現行の補助制度では、幼稚園は義務教育施設ということで3分の1の国庫補助はあるが、保育園は補助金がないことから、シミュレーション上は補助率等々がはっきりわからないため、起債と一般財源で行い、総額10億で起債75%という想定で財源内訳をシミュレーションしている。また、移転補償があるので、歳入で2億4,000万円を措置しているとの答弁がありました。

以上が主な質疑の内容であります。

続いて、討論では、まず反対討論では、幼保一体施設については、保護者を初め住民の合意を得ているとはいまだ考えていない。そういう中で、駅周の関係もあり、平群幼稚園は建てかえる必要がある。平群幼稚園については単独で建てかえ、南保育園については現在地で大規模改修をして、存続することが大

事だと考えている。また、国でも総合こども園については義務化でなくなったことから考えても、幼稚園は単独、南保育園もそのままというのが最もベターだと考えており、南保育園を廃止して平群幼稚園と一緒にする幼保一体化施設の建設を前提にした用地購入費を計上している補正予算ということで、本議案には反対したいとの討論がありました。

賛成討論では、平成24年度も残り少なくなり、これを通さないと、役所としても非常にせっぱ詰まって、先が窮屈になってくる。駅前整備も予定どおり進んでおり、この本件については支障が出る。補正予算についてはいろいろあるが、議案第67号には賛成したいとの討論がありました。また、同じく、幼保一体型については当初からいろんな問題で不安も述べており、いまの敷地については、交通安全の面から見ても適した場所なのか、みんなは不安に思っている。その中で、6案についてもこの間検討いただいたが、町当局としては基本的にいまのこの位置がベターだという結果から、こういう提案になったと思われる。幼保一体化についても、まだ不安な面もたくさんあるが、駅周や工期のことを考えて、賛成をしたいとの討論がありました。

採決の結果、本議案第67号については、賛成多数で原案どおり可決することに決しました。

以上が当委員会に付託を受けた議案の審議の結果であります。よってここに報告いたします。

平成24年12月14日  
総務建設委員会  
委員長 下 中 一 郎

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

まず、議案第56号 平群町役場北部支所設置条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第56号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号 平群町役場北部支所設置条例の制定については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第56号 平群町役場北部支所設置条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第67号 平成24年度平群町一般会計補正予算（第5号）についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○6番

総務建設委員会でも反対討論したんですが、またそのことはいまの委員長報告の中にも示されているとおりです。

基本的には、まだ幼保一体施設というものがですね、やっぱり保護者の皆さんや住民の皆さんに十分理解されていないし、受け入れられていないと。また、それが本当に子どもの成長にとってよいものかどうか、そのことについてもさまざまな議論がある中で、それを進めるための土地購入を中心にした補正予算が今回の議案であります。そういう立場からですね、まだそういう状況にあるということと、それから委員会で言いましたように、この問題については駅周との絡みで言えば、幼稚園は幼稚園、保育所は保育所のままでですね、きちんとした対応をして取り組むことが私は一番だというふうに考えますので、この補正予算案に対しては反対をいたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。奥田君。

○3 番

議案第67号につきましては、賛成の立場で討論をいたします。

平成24年度も残り少なくなつて、これを通さないと、役所としても非常にせっぱ詰まって先が窮屈になってくる。駅前整備も予定どおり進んでおり、この本件について支障が出る。補正予算についてはいろいろあるが、この議案を通さないことには、多方面からの補助金も没になってしまうということで、その役場の方針どおりに決定したいと思います。

よつて、この案については賛成をいたします。

○議 長

ほかにございませんか。森田君。

○4 番

平成24年度一般会計補正予算について、反対の立場で討論いたします。

反対の理由はただ1点であります。幼保一体化施設を樺井地区に建設することでありまふ。町当局から、教育施設のバランスを考へて樺井地区に決めたことでありまふ。また、駅から近いことも選定の理由との説明を受けておりまふ。しかし、住民の方から、なぜ樺井地区なのかと疑問が寄せられておりまふ。当初、敷地面積が6,000平米だったものが、相手があるにしても、4,700平米になり、歩道として500平米を供出し、駐車場は現幼稚園、南保育園の駐車場の合計が2,200平米を確保し、園舎が2階建てで2,000平米とするならば、建坪1,000平米となり、残りの園庭、プールなどの空地は1,000平米となります。果たして、4,700平米で幼保一体化施設として敷地の要件を満たすのか、いささか疑問が残ります。後日、足りないからといって、買いますよ、駐車場を借りますよでは、住民の理解は得れないと思ひまふ。また、今議会で明らかになりました西小学校と東小学校の合併が、平成26年4月開校を目指すとあります。そうするのであれば、西小学校の跡地に幼保一体化施設を持つてくることも一案ではないでしょうか。そして、はなさと保育園の幼保一体化施設への具体的な改装計画も示さず、また、南保育園の跡地の利用も明らかにされていない。南保育園に至つては、間口が狭くウナギの寝床で、調整地域ということで、だれが考へても売却は難しいものであります。

駅周の関係で、幼稚園の移転を急ぐのはわかりまふ。樺井地区だけでなく、他の5案プラス西小学校跡地の利用を、総合的に再度検討をする必要があると思ひまふ。幼保一体化建設の場所として、樺井地区に建設するのは拙速過ぎま

す。よって、平成24年度補正予算に反対いたします。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第67号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第67号 平成24年度平群町一般会計補正予算（第5号）については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。議案第67号 平成24年度平群町一般会計補正予算（第5号）については委員長の報告どおり可決されました。

日程第4 議案第65号 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 請願第1号 家庭ごみ有料化に関する請願書

日程第6 発議第13号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

以上3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案3件については文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。植田文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（植田いずみ）

失礼いたします。それでは、私のほうから文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

最初に申しわけございません、皆様方にお配りした中で、文字等が欠落している部分等があると思っておりますので、その点御容赦願いますが、よろしく願いいたします。

それでは、文教厚生委員会委員長報告。去る12月3日に開催されました平群町議会第7回定例会の本会議において文教厚生委員会に付託を受けました議案第65号 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

について、請願第1号 家庭ごみ有料化に関する請願書、発議第13号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本委員会での審議内容と審議の結果を御報告いたします。

議案第65号 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての質疑では、有料化するに当たり、手数料の徴収根拠について求められ、地方自治法第227条の手数料の条文で、「普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」とされており、この法に基づき手数料を徴収すること、また、第228条で、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項について、条例で定めなければならないとの法令根拠のもとに行う旨の答弁がありました。

有料指定袋の歳入歳出の内訳で、販売手数料9%とは、率的に高いのではないかとの質疑では、有料化を実施している自治体を参考にしながら、町としても試算をし、店舗での販売手数料とあわせて、商工会を通して店舗に置いてもらうことから、商工会への手数料も含めて9%であること、また、近隣の斑鳩町では、店舗5%、商工会4%で合計9%との答弁がありました。

商工会加盟店以外での指定袋の販売について質され、加盟店以外の店舗でも協力を求めている旨の答弁がありました。

有料化実施までに、減量化の対策として、有価物の集団回収を自治会として団体登録し、行ってもらうことについての質疑では、自治会と十分話をさせていただいて、対応していきたい旨の答弁がありました。

有料化実施自治体のごみ減量実績、県下39自治体中、26自治体が有料化、うち8自治体を掲載されていました。実績や有価物の集団回収の7町比較表を見る限り、有料化でごみが減るという判断でいいのかと質され、河合町に関しては増えている状況があるが、あとの自治体では減量が図られており、有料化が減量の大きなきっかけになったものと考えているとの答弁がありました。

10月からの段ボールでのごみ出しが禁止になったことによる減量がどの程度図られたのか、またその結果についての質疑では、昨年とことしの10月の比較では1トンのマイナス、ことしの9月と10月の比較では逆に増えている状況となっている。段ボールでのごみ出しが、ごみの多い原因の一つであることは否めないことだと考えるが、この時期は剪定枝等が多く排出される時期でもあることから、思ったほど減量になっていない旨の答弁がありました。

有料化とは別に減量対策を進める等の、答申につけられた付帯意見の有料化前に、剪定枝の堆肥化対策について、具体的な対応策や目標値を決めて、進捗状況と効果の公表についての質疑では、2年前から業者へ委託して堆肥化を行

っている。今後の課題として、町独自の施策をつくっての堆肥化対策については検討する必要があると考えていること、進捗状況、減量効果、有料化での歳入に対する使途についても公表していく旨の答弁がありました。

年末、直接清掃センターへの持ち込みごみについての対応について質され、年末の持ち込みは、計量等煩雑になるため、可燃ごみについては指定袋での持ち込みをしてもらうよう考えている旨の答弁がありました。

ボランティア袋の配布体制の質疑では、窓口として自治会を通じてお願いしたいと考えている。また、団体としてボランティア活動をする場合、申請してもらえば、団体の長と協議をしていきたい旨の答弁がありました。

減量化の必要性は十分理解できるが、それが有料化ありきではない方法、有価物の回収等、どれぐらい行えば有料化せずにいけるのか検討はされなかったのか、また、減量目標を達成した後も有料化を続けるのかとの質疑では、どれだけ減れば有料化しなくてもいいとの考えでは検討していない。減量意識、また資源化への意識を高めてもらう意味で、有料化の施策の必要性があると考えている旨の答弁がありました。また、減量目標を達成しても有料化を続けるのかとの質問には、明確な答弁がなされませんでした。

ごみ減量化や資源化について、どのように取り組んできたのかとの質疑では、懇談会や説明会等で資料でも示してきた。生ごみ処理容器や有価物の集団回収に対する補助、リサイクル館の運営、廃食油の回収との答弁がありました。

来年10月から有料化実施について、ハード面、ソフト面で間に合うのかの質疑では、25年10月実施ができるものと確信しているとの答弁がありました。

以上が質疑の主な内容です。

森田委員から、議案第65号は非常に問題を抱えた条例改正案であり、継続審議を主張する動議が出されました。

採決の結果、挙手少数で、継続審査はしないことに決定いたしました。

続いて、議案第65号の討論では、本条例改正案は非常に問題を抱えた議案であり、もっと慎重に審議すべきであり、住民負担を求めることだけでなく、もっと根本的なことに立ち返るべきとの立場から、反対討論がありました。

一方、賛成討論では、付帯意見を完遂することを希望し、審議会の答申を尊重することが本筋であるとの賛成討論や、24年7月19日の廃棄物減量等審議会で全体の合意を見た家庭ごみ有料化実施計画の承認を尊重する立場からの賛成討論、ごみの有料化の減量効果が数値で実証されていることや、子育て支援、介護支援については袋を無償交付するとの提案もあり、手厚い対策もとられている等のことから、賛成する討論がありました。

採決の結果、議案第65号については、挙手多数で原案どおり可決をされました。

続きまして、請願第1号 家庭ごみ有料化に関する請願について。

請願の紹介議員である山口議員を参考人として、出席を求め、審議を行いました。質疑はなく、討論では、ごみの有料化について審議会で合意形成を図りながら現在に至っており、議案に賛成した立場からは、請願に賛成することは理屈に合わない結果となることから、請願には不採択の立場での反対討論がありました。

一方、有料化の住民説明会でも多くの住民が関心を寄せており、有料化を憂慮する意見が多数出ている。住民の合意形成がされていないことから、請願に賛成するとの討論がありました。

採決の結果、挙手少数で、請願第1号は不採択となりました。

続きまして、発議第13号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑では、発議された改正案の数字的な根拠について提出者に質され、応益・応能割をフィフティ・フィフティにするよう国が市町村に指導していたことから、この間の上げ幅等も考慮して、五千数百万円の減税をすることから、応益・応能のバランスを考えて、一番多い年金生活者夫婦2人世帯、年収200万円で1世帯1万5,000円程度の引き下げになるという旨の答弁がありました。

減税額の具体的な内容について提出者に質され、医療分の均等割で2万7,000円から2万4,000円に3,000円の引き下げで、国保加入者が6月時点5,939人を掛けて1,782万円、平等割でも3,000円引き下げて、加入世帯3,252世帯では976万円、所得割を現行の6.95から6.3にすることで2,594万円になり、その合計が5,352万円となるとの答弁がありました。

24年度の決算見込みについて質され、当局より、現時点での推計は難しい旨の答弁がありました。

また、基金を使っての予防対策についての質疑では、予防対策は大変重要だと考えている。人間ドックの要件や助成金も精査して、検討していきたいとの答弁がありました。

国保運営協議会の位置づけについて質され、国保事業の運営の重要事項を審議する機関であり、市町村の執行機関の附属機関との認識をしているとの答弁がありました。

所得割に該当しない加入者はどれくらいかとの当局への質疑では、医療分、支援金分の加入者が約6,000人で、うち約1,100人との答弁がありま

した。

2月の国保運営協議会に、全加入者が対象となる均等割、平等割で減額を諮問される考えについて質され、2月時点での今年度の決算見込みを精査した上で、国保税の引き下げが必要と判断されれば、早ければ25年度から実施することも視野に入れ、国保運営協議会に相談していきたい旨の答弁がありました。

以上が質疑の主な内容です。

討論では、減額に対する一定の理解は持っている。しかし、出された発議では、所得割を下げることは所得の多い人への軽減となる。加入者すべてに対応した引き下げが必要とのことから反対討論や、2月の決算予測を示された時点で判断しても遅くはないことから、反対するとの討論がありました。

また一方、20年度の引き上げ以降黒字が続き、現在の剰余金の額から見ると、十分、25年度から引き下げは可能であることから、賛成の討論がありました。

採決の結果、発議第13号については、挙手少数で否決となりました。

以上が当委員会に付託を受けた案件の審議の結果であります。

よって、ここに御報告いたします。

平成24年12月14日

文教厚生委員会

委員長 植田 いずみ

○議長

ありがとうございました。

それでは、まず、議案第65号 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○6番

この問題についてはですね、町のほうもいろいろ審議はされてきたわけですが、まだまだ住民の皆さんはですね、私もいろんな人の声を聞きますけれども、結局ほとんど、8割ぐらいは反対。やむなしという声も若干ありますけれども、そういうのが本当のところだというふうに思ってます。当局のほうは賛成の方

のほうが多いというふうな考えをお持ちのようではすけれども、やっぱり何といっても、ごみの減量化とごみを有料にすることとはですね、直接結びつかない。これが私は基本だというふうに考えています。そういう点から見ても、ごみの減量は大いにさまざまな形で、この間進められています。それをもっともっと進めていくということが非常に大事でありますから、それは進めていただければいいんですが、あくまでも町当局が減量を目的とした有料化と言うのであれば、それは全く議論のすりかえだというふうに思いますので、そこについても非常に疑議を持っているということは指摘しておきたいと思います。

それでですね、初日の質疑でも指摘したわけではすけれども、住民の皆さんは、ある意味仕方がないと。さっき言った、おっしゃってる方も含めてですね、有料化でごみが減らないとか、増税以外の何物でもない。結局、町は住民からお金を、言い方は悪いんですけど、税金の二重取りだとかですね、住民負担増ということをおっしゃっています。いまみたいに、初日も言いましたけれども、非常に平群町の、全国的にもそうですが、住民の皆さんの暮らしが、所得が大幅に下がって厳しい中で、こういう増税をするというのは私はまず理解できない。ましてや、多くの住民の皆さんが疑問に思っておられる、理解がされていない、こういう点から見ても、今回の家庭ごみを有料化にする条例改正案については反対をいたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。窪君。

○8 番

私は、議案第65号 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

平群町は、平成22年度時点で、1人当たり1日の家庭ごみ排出量が736グラムと、全国平均の638グラム、県内平均の600グラムを大きく上回っている現状の中、平成17年度、前町長のときに、平群町廃棄物減量等審議会にごみ減量に伴う有料化について諮問をされ、平成20年3月27日に平群町廃棄物減量等審議会において、家庭ごみ有料化はごみ減量、住民の意識改革等に有効であると判断し、これを実施すべきという答申が示され、本町としても、各自治会への住民説明会や住民懇談会等も開催をされてこられました。

今回、ごみ有料化の提案理由として、ごみ減量への住民の積極的な行動を喚起し、ごみ減量化を最大に高めるため、経済的な動機づけと可燃ごみの指定袋製の有料化を実施するとあり、県内で家庭ごみ処理の有料化実施の自治体は、有料化後においてごみの減量効果が大きいという実績が、5日の文教厚生委員

会において数値で明確に示されました。

また、答申にもありますように、有料化実施までにやるべきこととして、付帯意見がたくさんつけられる中、現在まで多くの取り組みがなされてきました。具体的には、有料化することで住民負担を伴うため要望してまいる中、子育て支援、介護支援の観点から、在宅で常時紙おむつ類を必要とする世帯にごみ袋の無償交付も提案をされており、県内の他の自治体と比較し、手厚い対策を示されており、また、家庭から出される剪定木については、いままでと同じ出し方でよいと。つまり、有料の指定袋に入れなくてよいと確認をし、減量化のために堆肥化等の対策を検討すると答弁もなされており、また、有価物の集団回収への協力を全自治会にさらに広めることや、ごみ削減目標と時期を明確にし、減量効果の公表をし、減量化の啓発を継続的に進めて、有料化実施までに減量施策をさらに進めることを確認をさせていただきました。あくまでも、ごみ減量化が最大の目的であります。ごみ有料化が目的ではなく、減量化の一つの方策であるという観点から、今後さらに住民参加のごみ減量化を進めるため、住民の皆様への御理解と納得がいただけるよう、行政としても改善すべきことは早急に改善に向けて取り組まれることを確認いたしまして、この議案には賛成の立場で討論とさせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。森田君。

○4番

議案第65号につきまして、反対の立場で討論いたします。

ごみ有料化は社会の流れであることは認めるわけですが、10月から段ボール出しが禁止になり、その実態、ごみの減量の実態もわからない、明らかになってない状況下に、ごみ有料化は拙速だと思います。

よって、議案第65号について反対いたします。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

議案第65号について、賛成をいたします。

私も文教厚生委員の委員ということで、賛成討論を言わせていただいて、審議もしたわけですが、いろいろお話はありましたが、文教厚生委員会のほうで、いまいただいた資料にもありますように、24年8月25日にありますように、ごみ有料化については、17年3月17日に第1回、中筋町長さんが諮問された件から始まっておりまして、25回までごみ減量等推進審議会にて審議をされたわけですが、審議会の皆さんには御苦労さんで

ございましたと、敬意をまず表したいわけでございます。

そこで、ここで委員長報告にありましたように、私はこの審議会の答申を尊重したい。というのは、平成24年7月19日に家庭ごみ有料化実施計画の承認ということで報告を受けてます。この中で、委員会でもありましたように、全体の合意を見たということでありました。よって、私はこの委員会は尊重し、並びにいままで長い間担当していただきました町職員の担当課長を初め、職員の方には御苦労さんでございましたと、改めてこの本会議上をもってお礼を申し上げたいなど。というのは、ここまでの自治会の説明会は44回、並びに住民懇談会も、そして平群町におきまして有料化の説明会、その前に平成21年3月29日、そして21年4月4日に報告会もされております。いろいろ御苦労なされたというように思います。先ほどもありましたように、付帯を貫通していただくということも付してですね、私はこの議案については賛成を申し上げます。

○議長

ほかにございませんか。植田君。

○5番

私は、この議案について反対の立場で討論をさせていただきます。

ごみ減量をするということは、これについては全くそのとおりだと思います。町の財政をやっぱり大きく、このごみを減量することによって、財政的な部分も軽減されるというふうに思いますし、環境の面からもそのことは必要だというふうに考えています。ただ、平群町のこのごみ減量に対する対策について、この間いろいろされてきました。

ただ、それがここ1年から1年半ぐらいの間でばたばたと、いろんなボックスステーションへの補助、あるいはネットの配布、また、この4月からはペットやトレーのステーションでの回収が始まり、10月から段ボール出しでのごみ出しが禁止になるというふうな状況で、本当にここ最近になって、いろいろ住民側も協力しやすいような体制がとられてきたということでもあります。

そういう意味では、そういう状況をですね、やっぱり少なくとも1年ぐらいは見て、その1年の間に、有価物への集団回収として回収してもらえるものをきちっと住民の中に認識をしてもらうような説明会、あるいはさらなる分別を進めていく体制、こういうものをとることによって、まだまだごみを減量していけるというふうに考えるわけであります。住民の、言うたら経済的に厳しい状況の中で、やはりこれ以上の負担を強いるのではなく、行政側のごみ減量に対する確固とした姿勢を示しながら、有料化しないでも、ごみ減量するためにどうぞ御協力くださいという姿勢で臨むのが、私は本来の行政側の態度ではな

いかというふうに思います。

そういう意味では、確かに多少、有料化すれば一時的には減るかもしれませんが。いま有料化をしなくても、ごみは減ってきている状況があります。それは、経済的に皆さん大変になってくる中で、やっぱり物を買わなくなってきた。そういう中で、ごみも少なく、自然と有料化していないところでも減ってきているという状況がありますし、人口が減ってきているという状況もあるかもしれませんが。また、高齢化が進んでいるという状況があるかもしれませんが。少なくとも、そういう有料化しなくても、まだまだ平群町としてもやれる対策があると。住民の方々も、2回の有料化の説明会で、多くの8割以上の方々がやっぱり有料化に反対、疑議を唱えている声があったというふうに、私も出させてもらって思いました。

いま行政としてやるべきことは、有料化しなくても減量する方法を住民と一緒に、本当に真剣にそのことを訴えかけて取り組んでいく、このことが必要だということから、今回の議案については反対をいたします。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。繁田君。

○11番

この条例改正案につきましては、賛成の立場で一言討論をさせていただきます。

先ほどからもるる御意見ございましたように、廃棄物減量等推進審議会に諮問をされましたのが平成17年、いまから7年前であります。そのときも平群町のごみの多さに、私自身、審議会のメンバーの1人として驚いたんですけれども、ごみ減量するための一つの方策としての有料化という方向で検討を加えてまいりました。この間もですね、やはり住民に対する説明、ごみの出し方の説明とか、ごみ処理に係る平群町の現状とか、まだまだ説明が足りないということで、この間ずっと説明会を開いたりですね、あるいは役場の担当者が各自治会に出向いて懇談会を開いたりされてきています。

しかし、統計で見ますとですね、平成19年度から23年度にも、家庭系のごみがやっと40グラム減少したにすぎないわけです。まだまだ、全国平均あるいは奈良県の平均から見ても、平群町のごみの排出量、日量当たり1人の排出量は非常に大きいものがあります。生活している限り、ごみは出るという御意見もありますけれども、徹底した分別をして、徹底したごみの減量化を図ることによって、ごみはほとんど出さなくて済む状況というのはつくれると思うんですね。ですから、今回のその条例改正の提案理由にもありますように、ご

み減量効果を最大限に高めるため、経済的な動機づけとして、可燃ごみの有料化を図るといふ、この動機づけといふのが非常に大事だと私は考えています。

税金の二重取りといふふうな御意見もありましたけれども、これも平群町の統計から見ますと、ごみ処理に係る費用といふのが大変高いものがあります。平成19年度では1人当たりの処理費が1万2,884円、平成23年度で見ましても、この間ごみの減量化について住民懇談会、説明会を開いてきたにもかかわらず、なおごみ処理の経費といふのは増え続けています。平成23年度で1万6,900円、これ1人当たりですから、オギャーと生まれた赤ちゃんから高齢の方まで、全部で頭割りして1万6,900円かかっているわけがあります。ごみ処理は当然のことながら、国や県の補助金は出ません。すべて私たちが支払った、住民でこれだけのごみ処理に費用がかけられているわけです。住民一人一人が今回の動機づけとなる有料化をきっかけに、もっとごみの減量化に励んでですね、ごみ処理費を軽減することが、税金のほかにもっと有効な使い道を考えていただけるといふ一つの効果もありますし、また、先ほどの委員会の中で私、担当課長にもお尋ねしましたが、ごみを減量することによって、平群町における経費がどれだけ軽減されるかということも数値として出させていただきました。20%削減することによって約150万、35%の削減によって約200万円という経費が削減をされます。このことによって、老朽化している炉を少しでも長もちさせることが、いまの平群町のごみ処理の行政にとって大切なことではないかと思えます。一たん、もしも炉がとまってしまったら、それこそみんな大変な迷惑をこうむることになります。そういう意味からも、今回、経済的な動機づけとしての有料化については賛成の立場で討論をいたしました。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。井戸君。

○1番

私としては、住民の思い、行政の今後の課題の対処が判断材料であるこの案件は、本来ならば継続審議をすべきと考えております。文教厚生委員会でも賛成いたしました。しかしながら、今回、今すぐ賛否を判断しなければならないとなりますと、文教厚生委員会等が出てきました課題等を、行政の方々がこれから10月までに解決していくことを前提といいますか、期待しまして、賛成をせざるを得ないのかなと思っております。

そういうことで、賛成の立場で討論させていただきました。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第65号について採決を行います。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第65号 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。議案第65号 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については委員長の報告どおり可決されました。

請願第1号 家庭ごみ有料化に関する請願書の委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。はい、高幣君。

○7 番

反対の立場で申し上げます。というのは、まず、先ほど来御審議いただきました条例については、賛成ということで通過したわけなんです。それからもう1点、この話は先ほど来ちょっとありましたけれども、産業廃棄物の審議会というのが平群町には設置されてるわけです。その審議会における結論づけがいま、平群町として受けて立ち上がっていると、こういう現状でございまして、私としては、この請願書を受け付けるという立場は難しいんじゃないかなというふうに考えておりますので、反対をさせていただきます。

○議 長

はい、植田君。

○5 番

私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

これは住民の方の請願として出ています。ごくごく、私は、いま現状においての平群町でのごみの有料化に対する住民の多くの方々の素朴な意見というんですか、思いというのがここに書かれていると思います。十分な、言えば平群町が、先ほどからありましたように、ごみがなぜ平群町がほかに比べて多いのか、その説明もされてない。いろいろなことが動き出したけれども、その検証もされていない。そういう中で有料化を進めていくということには、やはりもう少し、この12月議会で決めるべきではないと。これはごく自然な住民の方の思いだと私は思いますし、ごみの有料化の説明会の際の出席されていた住民の方々から出た意見も、そのような意見が多かったように思います。そういう意味では、この請願、住民の本当に素朴な願い、思いだという立場から、賛成をしたいと思います。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、請願第1号 家庭ごみ有料化に関する請願書の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

請願第1号 家庭ごみ有料化に関する請願書を採択することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数であります。よって、請願第1号 家庭ごみ有料化に関する請願書は不採択とすることに決定しました。

発議第13号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。窪君。

○ 8 番

私は、発議第 1 3 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

委員会でも討論させていただきましたが、国保税につきましては、平群町におきまして平成 2 3 年度また 2 4 年度と引き続き、引き下げを実行されてきましたが、基金の現状をかんがみ、さらなる国保税の引き下げには賛成であります。しかし、基金の活用については、国保税の引き下げだけでなく、住民の皆様の命と健康を守るため、疾病の早期発見、早期治療のために予防対策にも取り組む必要があると考えます。そのような考えから、5 日の文教厚生委員会の中でも質す中、人間ドックの助成費用の拡充をするために、対象年齢や助成額を拡充する等の答弁もいただいております。また、今議会の初日に、岩崎町長は、平成 2 4 年度の決算を見据え、必要であれば平成 2 5 年度から税率の改正をしたいと御答弁をされておられ、決算予測が示された時点で判断しても遅くはないと考えます。

そのようなことから、この発議には反対の立場で討論をさせていただきます。

○議 長

森田君。

○ 4 番

発議第 1 3 号について、賛成の立場で討論をいたします。

議員各位は 4 年前を思い出していただきたいと思います。町当局から、国保税の引き上げ理由として、後期高齢者医療制度の支援金分のためと説明がなされました。この 4 年間、決算を見る限り、明らかに間違いであります。決算数字につきましては詳しく申し上げますが、まず町長は、この間違いといいますが、勘違いを先に認めて、議論になるわけですが、平成 2 3 年度から資産割の廃止、2 4 年度から国保税率の引き下げについては大いに評価するものであります。しかし、現在 2 億 2, 7 0 0 万円もの剰余金があることから、さらなる値下げは十分可能であります。いずれにしても、この間、引き下げに反対理由としておりました剰余金は十分あるわけであることから、試算では 5 年後も 1 億円の剰余金が残ることです。引き下げに慎重な理由とされておりました国保会計の健全な運営ができるものと確信しまして、発議第 1 3 号の条例改正案に賛成いたします。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

発議第13号については反対をいたします。

というのは、私も文教厚生委員会の委員でございまして、そこで明らかになりましたけども、剰余金が2億2,700万ということで、9月の補正で2,500万超過しておりますので、実質2億200万でございますけど、私も値下げをすべきという提案をしておりました。しかし、23年度、24年度と資産割額、先ほどありましたように税率改正と減額をされてきておるわけでございます。その中で明らかになったというのは、3,000人の世帯数があって、約6,000人の加入者がおいでになります。所得割額でいきますと、1,100の方が非課税者でございます。その資産割額に税率を改正しても影響を受けない方。と申しますのは、加入者5,000の方が一定の所得をお持ち、言葉は悪いけどもお金持ちに対する、私は減額の改正と思います。そうならば、6,000人並びに3,000世帯全部の影響のある均等割並びに平等割というふうに私は町長に質問をさせていただきました。そこで、一つ大事なことは、国民健康保険法の11条にありますように、国民健康保険の協議会がございまして、国保運営協議会がございまして、法的に位置づけた貴重な重大なる協議会がございまして、一定の決算、ここに委員長が出るとかという報告がありましたけど、私はそんなに出ないと思います。一定の見通しはできるんじゃないかなというふうに思います。そこで、町長がその決算の一定の見通しでっせ、一定の見通しを見据えながら、均等割、平等割、全員の加入者、全員の世帯に影響のある改正をお願いしたいというふうに言いましたところ、私もそのように理解を一定しておりますと、しかし、国保運営協議会がございまして、それを見据えながら、ここの報告ありましたように、検討していきたいというふうに答弁はされております。おそらく、町長は25年度に反映していただけるものというふうに、私自身確信しております、私個人としてね。というのは、この間言いましたように、大体1カ月、医療費として1億2,000万ぐらいの医療費が国保加入者にいろいろ必要となってきます。そこで私、この基金においては一定の定義はございません。幾ら基金を持たなければならぬという定義はございませんけども、私自身は1カ月1,000万、約1億から1億2,000万の基金は私は置いておくべきやなというふうに個人的に思っております。それで、町長、おっしゃっていただきましたように、町長は国保運営協議会を非常に尊重されると。私もそのとおりだと思います。全体の加入者並びに全世帯が全影響ある、反映される減額を望むべきというふうに私は思っております。

よって、私はこの発議については反対をいたします。

○議 長

ほかにございませんか。はい、植田君。

○ 5 番

私は、この発議第 1 3 号については賛成の立場で討論をさせていただきます。

出されましたこの条例改正案なんですが、決して所得割だけを下げるというものではありません。均等割、平等割についてもきちっと減額をしていくと、下げていくというふうに書かせていただいております。もともと所得割ゼロの方は所得割自体がかかっていないということが一つありますし、20年度に大幅に引き上がったときに、この後期高齢の関係でですね、介護支援金分が、いままで医療分に入ってきた分が、後期高齢者の支援金分として新たに3階建てになりました。そのとき、丸々、いわばその支援金分が新たにできたという部分では、いままで医療分として含まれていたものが外に一部が出たのに、それを足したら、所得割でいったら9%に上がってるわけですね。これはこのときも大きな議論になりましたが、自治体によってはその分を、医療支援金分ができたことによって、医療分のところでの税率を下げていると、そういう自治体もあったというふうに、このときもそういう論議があったと思います。そういう意味では、今回の条例改正で、一部そのことも含めて所得割の部分で少し下げる。それと、皆さんに影響のある、全員に影響のあります均等割、平等割でも下げるということになっています。また、その均等割、所得割のほうでの減税総額は2,595万円に対して、応益割のほうは2,758万円ということですね、いわば均等割、平等割のほうが総額的にも大きくなっているということでもありますから、そういうことも考えますと、決してお金持ちのためのところを下げるというふうには、私はそういうふうには理解しておりません。とにかく、2億近い剰余金があると、2億を超える剰余金があるという中で、取り過ぎた分はきちりと住民の方に返していくということが基本だと思います。当然、予防医療も必要でしょう。ただ、1億も2億もかかるものではないと私は思っていますので、そういう意味では、皆さん、住民が喜ばはるという部分でいけば、やはり保険税は下げてもらおう。ここは基本だと思いますので、この発議第 1 3 号については賛成をいたしたいと思います。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。繁田君。

○ 1 1 番

発議第 1 3 号については、反対の立場で一言討論をさせていただきます。

提案理由の中にもありますように、剰余金というふうにこれは書かれているわけなんですけれども、剰余金というとらえ方にまず、私はちょっと抵抗を感じるんです。国民健康保険についてはですね、確かに重税感があります。特に、私のようにほとんど使っていないというか、医療機関に全く行かない人にしてみれば、かなり重税感があります。けれども、相互扶助という形で、加入している被保険者がお互いに支え合うということで、この制度はまず一つ成り立っているというふうにとらえています。剰余金というとらえ方なんですけれども、従来、国民健康保険を担当してこられた職員さんのお話を聞いていく中で、やっぱり1億ぐらいは基金として積んでおきたいという御意見があります。1億が正しいのかどうかというのは、特段の決まりはないので、先ほど馬本議員もおっしゃったように、この金額がこれでいいという金額ではないわけですね。ただ、全体的な平群町の医療の状況から見ると、1億ぐらいは積んでおきたいということで、従来からずっと担当者のほうが説明をしてこられておりました。昨今、特に食中毒の関係の報道なんかもされているようなんですけれども、実は冬場のほうが食中毒というのは多く発生しますし、発生すると、高齢者などがかなり大きな被害を受けて、重症化するという事例が挙げられています。一たびそういうことになると、インフルエンザもそうなんですけれども、予測し得ない部分で病気あるいは食中毒等々が発生すると、たちまち国民健康保険会計は影響を受けるわけでありまして。ですから、1億の基金は積んでおかなければならないだろうと思いますが、それ以上の基金については、植田議員おっしゃったように、やっぱり被保険者に還元をすべきであろうと思います。ただ、その形は、先日の一般質問でもさせていただきましても、各種の高額な負担がかかってくる健診などについて、平群町のほうでやっぱり思い切った補助制度の見直しをしてほしいということで質問もさせていただきました。見直しをするという姿勢を示していただいたことは一つ評価をしています。そしてまた、町長からの答弁もありましたように、決算の推移、24年度決算の推移を見ながら、国民健康保険税については見直しを図っていくということも明言をされています。国民健康保険については、国保の運営審議会というのがありまして、そこでやはり審議をしていただくという一定のルールがありますので、やはりルールにのっとって、3月新年度予算の中でしかるべき提案をされるであろうというふうに思っておりますので、本日ただいま、この改正案に賛成をして、条例改正を図るということについては控えたいと思います。

以上の立場から、反対をさせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、発議第13号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決をいたします。

発議第13号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、発議第13号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については否決されました。

3時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時24分)

再 開 (午後 3時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

○議長

日程第7 発議第14号 欠陥機オスプレイの配備と低空飛行訓練の中止を求める意見書(案)

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第14号

欠陥機オスプレイの配備と低空飛行訓練の中止を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定によ

り提出する。

平成24年12月14日

提出者 植田 いずみ

賛成者 山口 昌亮

欠陥機オスプレイの配備と低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）

米政府は多くの日本国民の反対を無視し、岩国基地を經由し沖縄の普天間基地に米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV22オスプレイ」を配備しました。すでに、沖縄県内で夜間も含め訓練が開始されており、今月中には本土のキャンプ富士や岩国基地からの低空飛行訓練がされようとしています。今後、全国各地での低空飛行訓練を行うことは明らかであり、住民の不安と怒りが広がっています。

「オスプレイ」は開発段階から、墜落事故を繰り返し、4月にはモロッコで、6月にはアメリカのフロリダで墜落事故を起こしています。米国の専門家も、自動回転装置がない欠陥機であると指摘、日本の航空法では、飛行を許可されないものです。

米軍によると、訓練は日本全土の米軍が指定した6ルートで、夜間もふくめて低空飛行を行うとしており、このうち、四国から和歌山県へつなぐ「オレンジルート」は、奈良県と隣接しており、県内への飛来も心配されています。

日米両政府は、日本の航空法で定める最低安全高度の150メートル以上を飛行すること、人口密集地や学校、病院などの上空を避けて飛行することなどで合意していますが、これらの合意が守られたことはありません。

過去に、奈良県・十津川村では、1987年8月と1991年10月の2度、米軍機の低空飛行訓練中に、木材運搬用のワイヤーロープが切断される事故が発生しています。

「オスプレイ」配備は東アジアの緊張を高めこそすれ平和に寄与するものとは考えられません。

住民のくらしと安全を守るため、普天間基地から日本からオスプレイを撤去し、沖縄や本土上空での飛行訓練の中止を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。植田君。

○5番

このオスプレイの配備についてはですね、沖縄県は戦後77年、ことしですか、そして本土復帰40年となります。そういう中でずっとこの間、米軍基地

があることによって、さまざまな事件や事故に巻き込まれてきたと。そういう中で県民の怒りが爆発をしてですね、沖縄の人たちはもう、米軍基地撤去を求めるとい声ですね、県議会も含めて全市町村で上がるというような状況が起こっています。そういう中で、さらにその上でですね、オスプレイを配備するということに対して、反対の県民集会が10万人を超える規模で行われたというふうにも言われています。そういう意味では、そういう沖縄の人たちの思いを無視した形でのオスプレイの配備というのは到底認められないというふうに思います。

また、このオスプレイの本格的な運用というのが、いま選挙が行われているわけですが、その中でですね、公示日の4日もですね、4日に7回、6日は3回、7日には5回と。それも4日は夜9時過ぎまで飛行訓練が行われたというふうなことも確認をされているというふうにも言われています。そういう中で、6日には在日米軍の司令官が、「オスプレイは完全運用能力に達した」というふうに述べてですね、本格運用を宣言し、学校、病院など人口密集地上空の飛行を避けるなどとした日米合意無視の飛行が続いているというふうにも言われていて、そのことについては特段の問題はないというふうな発言をしたというふうにも言われています。そういう意味では全く、県民の暮らし、安全を無視した形で訓練を強行していると。それが日本全国の飛行訓練に拡大していけばどうということになるのかと。非常に危険であり、そういうことに対してきちっと日本政府が言えないということにも大きな問題があります。

そういう意味では、この問題についてはですね、すみませんね、米軍機の爆音や墜落の危険で苦しんでいる沖縄県ではですね、県知事初め県議会、41市町村と議会すべてで、配備に反対をします。全国知事会でも配備反対決議がされ、10月18日現在、全国24都道府県123自治体で、配備や訓練に反対する意見書、決議が可決されているというふうな状況にあります。そういう意味ではぜひとも、私たちはいま奈良県に住まわせてもらって、そういう実質的な体験というか被害を受けていないから、あんまりわからないかもしれない。だけど、本当に大変なんだという声を沖縄の方たちが上げている以上、私たちはそこに寄り添うことが必要ですし、また、これが日本本土のほうでの飛行訓練に入れば、意見書の中にもありましたように、十津川でワイヤーロープを切断するという事故も起こっているわけですから、このことから考えるとですね、やはりこのような危険なオスプレイの配備あるいは低空飛行訓練は即刻中止をするというのは基本だと思います。

そういう点から、ぜひ平群町議会でも、この意見書への御賛同をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。高幣君。

○7 番

どうも御苦労さまです。いま御提案いただきました欠陥機オスプレイの配備と低空飛行訓練の中止を求める意見書について、反対の立場、いわゆる不採択という考え方で意見を述べます。

不採択にする理由は、日本の防空力、さらに突っ込んで考えていきますと、日本全体の防衛力の問題になると思います。いま、日本はどんな状況下にあるか。たまたま直近いろいろな事件が起こっております。そういう中で、昨12月12日の沖縄上空を通過したのは、北朝鮮のミサイル、人工衛星とも言われています、これが通過したと。さらにまた、きのうになっては近隣国、具体的に名前は避けますけれども、近隣国が領空侵犯を行ったと。そして、また、領海侵犯が何十回といま行われている日本の状況であります。そういう状況の中で考えてみたら、どんなふうになるのかなというふうに私は思っています。そこで、また、きのうの領空侵犯は低空飛行で行われたということが報道をなされております。低空飛行であると、自衛隊がスクランブルをかけても、これをキャッチアップできなかったということも私たちも耳にいたしております。

そういうふうな状況の中で、領空、領海、いわゆる空と海が侵犯されている日本。じゃあどうすればいいのかと考えると、やはり私はいまの言われているようなオスプレイの問題について、少し時間を置いて考えてみたわけなんですけど、何点か申し上げますと、それは海を守ることが大事でございますが、オスプレイはいま、日本のマスコミでいろいろと報道がなされているわけなんですけれども、本当に危険なのかというクエスチョンを持ちます。日本の報道があおってるん違うかなと、こんな気にもなります。そして、オスプレイの事故率についても、いろんな角度で報道がなされているわけなんですけれども、本当に事故率が高いのかと、これも何かもっと吟味していくべきではないだろうか、こんなふうに思っております。

さらに、ちょっと視点を変えますと、現在配備されているヘリコプターです

ね、オスプレイに相当するヘリコプターは、先ほどちょっと植田さんの間違いやっただと思うんですけど、戦後70年というふうなお話ありましたが、戦後、沖縄に配置されてきているヘリコプターはもう老朽化が進んでおります。そういう老朽化しているヘリコプターを新しい形の新機種のなへりに変更していくのも必要ではないかなと、こんなふうに考えるわけです。そういうことによって、もう少し私は考え直しをするべき時期じゃないかなと思っています。

また、これも人から聞いた話で、想像の話ですけれども、アメリカ人と言えばいいのかどうか知りませんが、アメリカ人は本当は人権を大事にする国民だと私は聞いております。そういう国民が、この危険なへりに果たして乗せるであらうかなと、こんなことも考えてみたわけです。

もう一つ、また別の角度から見ると、最近報道されているこのオスプレイ問題、いわゆる反オスプレイ問題については、ひょっとしたら北朝鮮や中国が、自分たちの脅威というふうに見ながら、その報道を、少数意見であってもうまく報道なされてるのではないかと、伝わっているのではないかと、こんなふうに思っております。いわゆる、脅威を海外へあおっているところも見え隠れしてるとは思いません。すなわち、日本の報道というの、いろんな角度での報道を見ていくと、少数の意見であって、報道で大きくとらまえる、取り上げるということが最近の報道の特徴ではないかなというふうに感じております。

結局、何を言いたいかといいますと、報道っていうのはいろんな意味で、報道のやり方にちょっと問題があるのかなと。少数意見であって、この少数意見の報道を大きく取り上げるのが現在の報道の大勢ではないかと思っております。いろんなことを考えてみて、私自身がきょうこの意見書について考えてみますと、余り短絡的にこの意見書を採択するっていうのは問題があるのかなと、こんなふうに思っております。

以上、何点か申し上げておりますけれども、このオスプレイ問題は確かに大事なことですけれども、短絡的なことはやめて、ひとつ落ち着いて考えていくべきだろうと思っております。

そういう意味で、この本意見書については、反対の立場、不採択という立場で御意見を申し上げて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長

ほかにございませんか。山口君。

○6番

人ごとみたいな話でしたけれども、基本的には命にかかわる問題ということです。事故が多いか少ないか、それはいろんなとり方があるのかもわかりませ

んが、アメリカ本国では住宅の上を飛ぶことは認められていない。この一事をとってもね、いかに危険なものであるか。向こうでは、未亡人製造機とやゆさされているという話も出てますしね。アメリカ人はどうのこうのって、私はアメリカ人に、個々がどうのこうのと言うんじゃないくて、米軍基地がなぜ沖縄にあればたくさんあるのか。根源はここにあるわけですけども、きょうはそれを議論する場ではありませんけれども、沖縄の基地っていうのは別にアメリカが日本を守るために基地を、だけに置いてるわけではないんですね。私は基地を、日本を守るというよりも、アメリカの世界戦略の中での重要な位置づけがある。そのためにオスプレイも配置されるということだと思っんです。また、なぜこれだけ多く反対するかって言えば、当然、危険なものであるということ、それもありますし、そのことは先ほど趣旨説明の中でもありましたように、最初、岩国に持ってこられたときでも、岩国市民も多く反対しましたし、市長も反対してました。いま全国知事会なども反対している。沖縄県民がごぞって反対する、すべての自治体が反対決議を上げている。この一事を見てもね、そこに住んで、いかに危険なところに住んで、そこで日々、いつ落ちてくるかわからないという危険な中で生活してる人たちが反対してる。そのことに私たちは想像力を持って、思いをはせる必要があると思っんです。ほんで、奈良県には来ないかどうかはわかりませんが、ルートとしては、徳島から和歌山を飛ぶということになれば、当然、以前ワイヤー切断、私も一回取材に行ったことがありますけれども、十津川の山の中です、谷合いを超低空飛行で、想像できないようなスピードで米軍機が飛ぶわけですから、それがワイヤーを切断して、そのまま飛び去るというようなことが2回も続けて起こってるわけですね。だから、そういうことから見てもね、アメリカにとっては日本人がどこに住んでようが何してようが、日本の領土はアメリカの属国みたいな扱い。だから何をやっても許されるんだみたいなことがね、このことは横浜の市街地に米軍機が落ちて、若いお母さんが亡くなったときでもですね、その報道を抑えたというような事実もありますし、そういう。話、ちょっといろいろ述べましたけれども、いずれにしてもね、沖縄に住む人たち、また、このオスプレイが飛行訓練をするその直近に住む人たち、日本全体から考えても、日本国民全体から考えても、こういう危険なものをいかに、やめてほしいと日本政府がきちっと米軍に話をするためにもですね、各地方議会から意見書を上げるっていうのは私は非常に大事なことだと思いますので、この意見書の採択には賛成いたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、発議第14号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数であります。よって、本案については否決されました。

日程第8 発議第15号 防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

発議第15号

防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成24年12月14日

提出者 窪 和 子

賛成者 奥 田 幸 男

高 幣 幸 生

防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書（案）

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される首都直下型地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、近年度々発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命・財産を守るために国を挙げた防災・

減災体制の再構築が求められています。

全国的に幅広い視点で防災力の向上を図るために、道路や橋梁、港湾などが国に現存する社会資本の安全性について実情を明らかにし、必要な情報を得るための科学的・総合的な総点検を実施するとともに、国や地方公共団体において防災・減災対策を集中的・計画的に推進するための基本計画の作成が必要となります。

上記ハード面での公共事業としての防災・減災対策とともに、ソフト面として地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図る施策も不可欠です。そのため、学校教育における防災教育の充実や各自治体が連携した広域的・総合的な防災訓練の推進、さらには基本計画の作成や関係省庁の総合調整等を行う「防災・減災体制再構築推進本部」の設置、災害発生時に応急対応を一元的に担う「危機管理庁」（仮称）の設置など、必要な施策を国・地方公共団体で実施し、災害に強い街づくりを進めなければなりません。

また、国・地方公共団体ともに厳しい財政状況の中、アセットマネジメントの手法を活用した上で、老朽化した社会資本の再整備をはじめとした各施策に必要な財源を確保することが課題となります。

こうしたことを実行し、わが国の防災・減災体制を再構築するためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠です。

そこで、政府におかれては、上記の内容を盛り込んだ「防災・減災体制再構築推進基本法」を早期に制定するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○8番

防災・減災体制再構築推進基本法（（仮称）防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想されます首都直下地震や南海トラフ巨大地震や自然災害に備えた防災・減災体制の再構築が求められております。また、先日、山梨県の中央自動車道の笹子トンネル天井板崩落事故により、尊い命が失われる中、トンネルや高速道路だけでなく、港湾や河川などインフラ全体の老朽化調査を早急にし、命を守るための社会資本整備の改修、補修を優先順位を決めて実施しなけ

ればなりません。中には、公共事業はばらまきと主張される方もおられるかもしれませんが、命を守るためには、インフラ整備は喫緊の課題であります。そのためにも、防災・減災体制再構築推進基本法の制定を求める基本法を定めることで、自治体では必要な財源の確保や社会資本の総点検、防災教育の充実、アセットマネジメントの活用などが図られ、災害に強いまちづくりの推進も期待できます。

どうか、皆様に御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。植田君。

○5 番

提出者の方にお聞きをします。

この意見書というのは、窪議員が提出者として出されていますので、公明党のほうで、10年間で100兆円の防災・減災ニューディール政策というのを出されておるんですが、これに基づいた形での意見書というふうに理解してよろしいですか。

○議 長

窪君。

○8 番

いま植田議員のほうから質問がありましたが、そのようにとらえていただいて結構です。

自民党のほうでも、10年間で200兆円と言われておりますが、私ども公明党のほうでは、本当にいま、公共事業はすべて悪いと、ばらまきのような風潮がなされておりますが、今回のような笹子トンネル、これも本当に老朽化により、またボルトのここの原因もありますけれども、すべて、いまコンクリートの耐用年数は約50年と言われております。平群町におきましても、今年度、長寿命化計画ですね、橋梁の長寿命化計画を策定されると。奈良県でも策定をされます。それによって、いつ起こるかわからない、この東日本大震災3.11、本当にいまなお被災地で苦しまれて、また、2万人の皆さんが、尊い命が亡くなり、また、南海トラフ大地震では、国のほうが32万人と、17倍にも上る死者が出ると、このような予測を出されております。そのときに、何もしないで手をこまねいているようでは、政治の役割は一切果たせません。そういう意味から、命を守るための防災・減災対策、それに基本法を制定をしまして、国を挙げてこの基本法成立、制定をしなければ、各自治体では、平群町のようなところでは、今議会でもありましたが、大変財源が厳しいと、このように言われている中、財源がないから、したくてもできないと、本当に担当職員の皆

さん、本当に情けない思いでいられることも私はわかっております。そういう意味で、公明党がこの防災・減災ニューディール政策を出しておりますけれども、平群町の住民の命を守るために、この意見書を提出させていただきました。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。植田君。

○5番

私は、この意見書について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど私、窪議員のほうに、この意見書は公明党の出された10年間で100兆円の防災・減災ニューディール政策に基づくものですかとお聞きをしましたら、基本的にはそうですというふうなお答えがありましたので、私たち日本共産党議員団としては、この10年間で100兆円の防災・減災ニューディール政策に基づくというこの意見書についてはですね、この政策の財源ですね、これは建設国債、地方債、新たに償還財源を確保した上で発行する減災・防災ニューディール債のほか、民間の資金と知恵を活用しながら調達するというふうに言われています。新たに100兆円もの借金を国と地方に負わすものとなっています。それはすなわち、国民に背負わすこととなります。統計的に防災対策、減災対策を進めることは必要だと考えています。ただ、その財源は借金に頼らず、これまでも日本共産党議員としてはさんざん主張してきましたが、大きな無駄を省く、公共事業、ダム建設や整備新幹線、高速道路などや、あるいは思いやり予算など膨れ上がった軍事費の削減、大企業や一部資産家への優遇税制の是正、政党助成金の廃止など、無駄を省いて財源を確保すべきであり、国民への新たな借金を背負わすことで財源を捻出することとなる、この意見書については認められないとの立場から、日本共産党議員団としては反対をいたします。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。高幣君。

○7番

採択に賛成の立場で述べさせていただきます。

皆さん方、いま、戦後から、先ほどもちょっとありました、経年して60年から70年という言葉ですね。いわゆる経年劣化の時代に入っていると、これを私ちょっと考えてみたわけです。この卑近な例として、過日の笹子トンネルの崩落事故。これをよくよく見ていくと、きょうあたりのニュース、きのうからきょうにかけてのニュースでは、六百何十カ所にそういう問題点が出ているというふうに発表をされております。同様に、やはりその後、やはりそれに注目して、いろんな検査が進められてくると、身近な例では阪神高速の神戸線ですね、そこでもこういう問題が見えてきたと。また、首都高速羽田線においても同じような形で見えてきていると。こういう危険な状態、いわゆる経年変化による危険な状態が続いているわけです。これは一つの防災的な観点から見たら、本当にいまそういう時期に来てるのだなという感じを私自身が持っております。

そんなことを考えますと、いま御提案のあったこの意見書については、もっと大きな角度で、国民の財産、生命を守るといふ、これはやっぱり大事なことやと思います。自民党は200兆円という大きなお金を言っております。公明党さんが100兆円ですけれども。しかし、それぐらいのお金を投じてでも、この日本を救うという問題は真剣に考える時期が来ております。そういう意味では、危機管理っていうのはそのとおりだと思います。だから、やはり危機管理庁を設置して、そして日本の国民の安全、これを一番大事に考えていく政策っていうものが必要性があると思いますので、どこから財源をとるかというのも非常に難しい問題です。しかし、この財源確保を進めながら、そして一日でも早く、いろんな観点の中で危機管理をやっていくべき時期だと私は思いますので、この防災・減災体制再構築推進基本法の制定についての意見書には、賛成の立場で御意見を申し上げます。ありがとうございます。

○議 長

はい、窪君。

○8 番

提出者であります、賛成の立場で討論をさせていただいてはだめですか。

○議 長

それはやめといたほうがいいと思います。

○8 番

だめですか、わかりました。財源のことでお話しさせていただこうと思いましたが、勘違いされておられますので、やめときます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、発議第15号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第9 発議第16号 次代を担う若者世代支援策を求める意見書（案）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第16号

次代を担う若者世代支援策を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成24年12月14日

提出者 窪 和 子

賛成者 奥 田 幸 男

高 幣 幸 生

次代を担う若者世代支援策を求める意見書（案）

世界銀行が今年（2012年）10月に発表した世界開発報告によると、欧州危機などによる世界の失業者約2億人のうち4割は25歳未満の若者です。

一方、国内においても完全失業率を年齢階級別にみると、2011年では15から24歳が8.2%（総務省統計局：労働力調査）と最も高く、20年前と比べると2倍近い結果となっており、若者にとっては依然として厳しい雇用環境が続いています。

若者世代が安定した職を得られなければ家庭を築くこともできず、未婚化に

よる更なる少子化から、将来的に社会保障制度を支える人が少なくなることも懸念されます。若者世代が経済的に自立できるかどうかは、将来の国の発展に直結する課題です。

国内の労働市場は高齢化による縮小が予想され、主に大企業では新規採用を抑える一方で、グローバル化の対応から人材を海外に求める傾向を鮮明にしています。もはや若者の雇用不安は、個人の努力で乗り越えるというより、就業における構造的問題に陥っています。また、非正規雇用の拡大で若者世代の経済基盤が弱くなっていることから、まずは「非正規」でも一定の生活ができるよう正規・非正規の処遇格差の解消を図ることや、成長産業を中心とする雇用創出策が急務です。

次代を担う若者世代が社会で活躍できる人材となっていくかどうかは、厳しい雇用環境の改善のみならずワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた抜本的改革にかかっているといても過言ではありません。

よって政府におかれては、これらの諸課題を総合的に取り組む「若者雇用担当大臣」を設置し、国家戦略として幅広い「若者世代支援策」を実施することを強く求めます。

#### 記

- 一、環境や医療・介護、農業、観光といった新成長産業分野をはじめ、産業全体における雇用創出策を集中的に行うこと
  - 一、非正規労働者から正規になりにくい状況から正規・非正規の処遇格差の解消を進め、厚生年金や健康保険問題も含め、非正規でも一定の生活ができるような仕組みを構築すること
  - 一、「ワーク・ライフ・バランス」が社会で確立されるよう関連する法整備や、仕事、家庭、育児を持続可能とする環境づくりを強力に推進すること
  - 一、上記課題を総合的に取り組む「若者雇用担当大臣」を設置し、若年雇用対策を中心とした国家戦略として具体的に推進すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。
- 以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○8 番

次代を担う若者世代支援策を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが、現時点でも若者にとって

依然として厳しい雇用環境が続いている中、早急に改善を図るために、新成長分野での雇用創出や正規・非正規の処遇格差の解消、またワーク・ライフ・バランスの実現に総合的に取り組まなければならない現状であります。そのために、若者雇用担当大臣を設置し、国家戦略として幅広い若者世代支援策の実施を強く求めるものであります。

どうか、皆様の御賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。植田君。

○5番

私のほうから一言申し添えて、賛成をしたいというふうに思っています。

この意見書の下段にある、箇条書きをされた2点目の、「非正規でも一定の生活ができるような仕組みを構築すること」とありますが、私は雇用の基本は正規雇用が原則だと考えます。有期雇用については、合理的理由がある場合に限定すべきだというふうに考えています。非正規と言われる派遣労働などですが、そもそもこれが大きく拡大されたのが、1999年の日本共産党以外、すべての政党がこの労働者派遣法、これを改悪しまして、ほぼすべての職種で非正規労働、派遣労働などを解禁することになりました。このことがですね、日本社会に派遣労働を一気に広げて、格差の社会を生み出す大きな要因となりました。そのことは申しておきたいと思えます。また、いま電機産業などを中心に大リストラを進めようとされる中、整理解雇は、差し迫った必要性、解雇の回避の努力、あるいは人選、選定の基準、人選の合理性や労働者、労働組合の合意などの要件が満たされてのみ認められるとする、こういうこともきちっと法制化が必要だと考えられます。さらには、異常な長時間労働を是正し、労働時間の短縮で新たな雇用を生み出す、また、最低賃金の大幅な引き上げをし、国民の健康を守り、懐を温めることが、今の閉塞した経済状況を改善していくためには必要だと考えます。そういう意味では、また、全般的な雇用環境が劣悪な状況のもとで、雇用対策を若者だけに狭めるべきではないと思われることから、不十分な内容だと考えられる点は多々ありますが、若者への支援策というふうに限られていますから、そのことではそのことは必要なことだと考えら

れることから、意見を述べさせていただきまして、賛成をさせていただきます。  
以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、発議第16号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

続きまして

日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件  
を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たり、ごあいさつをお願いいたします。はい、町長。

○町 長

閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会におきまして上程させていただきました案件につきましては、慎重な御審議をいただき、すべて可決、承認、御同意いただきました。まことに厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

議員各位におかれましては、ことしも1年間、町政へのさまざまな御提言、あるいはまた御指導、御鞭撻をいただきまして、本当にありがとうございました。

本町は、平成22年度におきまして、7年ぶりに赤字団体を脱したとはいえ、昨年、23年度におきましては実質単年度収支で赤字を出すなど、再び財政危機の厳しい環境に直面しております。このような状況を何としても乗り越え、財政基盤を確立し、町民の皆様安心して住んでいただける、未来に明るい展望が開けるようなまちづくりに向けまして、全職員一丸となって邁進してまいる所存であります。

議員各位におかれましては、今後におきましても御理解と御協力を賜りますようお願いする次第であります。来年が明るい希望に満ちた1年になりますよう祈念し、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これをもって平成24年平群町議会第7回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 4時20分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

奈良県生駒郡平群町議会

議 長

副 議 長

署名議員

〃